

2 福島県景観条例

〔景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出〕

<p>条例の趣旨</p>	<p>県土の景観形成に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定に関し、必要な事項及び景観形成に関する施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、美しい県土の形成に資することを目的とする。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>次に掲げる行為（景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物（新築又は移転） 高さ13m超又は建築面積1,000㎡超 2 建築物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更） 上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超若しくは当該行為により、1に掲げる規模となるもの。 3 工作物（新築又は移転） <ol style="list-style-type: none"> ア 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの 高さ5m超 イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。） ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの イ～エ 高さ13m超 オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの（「大規模太陽光発電施設」をその他これらに類するものとして取扱う） キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの カ～シ 高さ13m超又は築造面積1,000㎡超 4 工作物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更） 上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超若しくは当該行為により、3に掲げる規模となるもの。 5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為） 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超 6 土地の開墾、土石の採取、鉞物の掘削その他の土地の形質の変更 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超 7 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超 8 水面の埋立て又は干拓 面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
<p>届出の適用除外行為</p>	<p>景観計画区域（景観形成重点地域を除く）における上記の行為のうち、次に掲げる行為を除くもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 2 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 3 仮設の工作物の建設等 4 次に掲げる木竹の伐採 <ol style="list-style-type: none"> (1) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - (3) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - (4) 仮植した木竹の伐採
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 5 2から4までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 建築物の建築等
 - イ 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他国土交通省令で定める工作物を除く。）建設等
 - ウ 木竹の伐採
 - エ 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - オ 特定照明
 - (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 建築物の建築等
 - イ 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ウ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - エ 土地の開墾
 - オ 森林の皆伐
 - カ 水面の埋立て又は干拓
- 6 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
- ア 自然公園法第10条第3項若しくは第6項（同法第16条第4項で準用する場合を含む。）又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項（同法第41条第4項で準用する場合も含む。）又は第41条第3項の認定に係る行為
 - イ 文化財保護法第43条第1項又は第125条第1項の許可及び同法第43条の2第1項、第81条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
 - ウ 福島県立自然公園条例第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
 - オ 福島県文化財保護条例第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- 7 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 8 専ら自己の居住に供する一戸建ての住宅の新築、改築、増築若しくは移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更
- 9 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び皆伐
- 10 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- 11 屋外広告物第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- ※ 福島県景観計画の対象地域には、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町が含まれていないので、当該地域における行為は福島県に届出する必要がない。

受 理 権 者	知事
受 理 基 準	福島県景観計画に定める景観計画区域（景観形成重点地域を除く）における景観形成基準
担 当 機 関	各地方振興局 県民環境（県民）部 県民生活課 （いわき地方振興局は除く）
手続きフローチャート	
<p>景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出制度</p> <pre> graph LR A[行為者] -- ①事前協議書 --> B[各地方振興局] B -- ②審査済等通知 --> A A -- ③届出書 --> B B -- ④審査済通知 --> A A -- ⑤行為の完了届出 --> B B -.- "意見照会" --- C[行為地市町村] C -.- "意見" --- B </pre> <p>※事前協議を必要とする行為は、備考を参照してください。</p>	
備 考	<p>次の行為は、景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為の届出をする前に、協議しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建築物で、高さが31mを超えるもの又は延べ面積が15,000㎡を超えるもの 二 工作物で、地盤面から当該工作物の上端までの高さが31mを超えるもの